資料５

令和５年度　景観施策について

１　基本方針

景観計画で定める「景観づくりの取り組み３本柱」に基づき、条例の運用や緑のまちづくり事業等を継続して実施するとともに、さらなる情報発信や関係者との連携に関する取り組みを展開していきます。

２　具体的な取り組み

⑴　景観づくりの約束事を定めて守る

①条例の適正な運用

建築物や広告物の形態などのコントロールを図るため、景観計画に定める景観づくりの基本基準に沿って、景観条例及び屋外広告物の適正な運用を行います。

景観条例では、景観づくりガイドラインで推奨している緑化率を届出に記載することで緑化率の達成を促します。

屋外広告物条例では、10 月１日から施行される安全点検の義務化により、広告物の安全性を確保します。

②広報の実施

市民の景観計画に関する認知度を向上させるため、前年度まで実施してきた広報誌や Twitter への掲載による情報発信を継続して実施します。また、市ＨＰでの情報発信強化やラジオ、パブリシティ、LINE 等の新たな手段による広報の展開を検討します。

⑵　景観づくりの活動の推進と継続

①景観住民協定に対する支援の実施

景観住民協定の組織の継続を支援するため、住民協定連絡会の運営（総会や視察研修）や活動への補助金交付事業を継続して実施します。

②安曇野環境フェアへの出展

景観への関心を高めるため、安曇野環境フェアにおいて、景観づくりに関する取り組み（景観計画や緑のまちづくり事業）の情報発信を行います。

⑶　よりよい景観に導くしくみと体制の構築

①緑のまちづくり事業（記念樹配布・生垣設置補助）の実施

住宅地の緑化を推進するため、記念樹配布事業（子供誕生と住宅取得が対象）及び生垣設置補助事業（設置費用の 1/2、上限５万円）を継続して実施します。

事業広報については、市広報への掲載や対象者への個別案内を行うとともに、その方法としてナッジ（行動科学の理論に基づくアプローチ）を活用し、申請率の向上に努めます。

土地利用条例の開発関連協議書に緑のまちづくり事業の案内を載せ、事業者を通じて緑のまちづくり事業の周知を行います。また、市民だけでなく、事業者へ案内を行

うことで、一般住宅以外の事業所等でも緑化を推進していきます。(事業所では主に生垣設置等補助金が対象となります。)

②安曇野市緑の基本計画との連携

安曇野市緑の基本計画とは、緑地の保全と緑化の推進を計画的に実施し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする緑に関する総合的な計画で、都市緑地法第４条に基づき、安曇野市が定めるものです。

安曇野市緑の基本計画における、次世代住宅地や市街地の緑化の推進施策として記念樹、生垣設置等補助金が位置付けられました。また、多様な活動を支える財源の確保と拡充施策として景観づくり住民協定の活動支援が位置付けられました。

緑の基本計画の施策の１つとして、沿道緑化事業やアルプス花街道の取り組みを推進します。

③公共事業における景観づくりの推進

景観条例において、公共施設等の整備に当たっては、景観づくりに先導的な役割を果たすように努めなければならないと定めていることから、市組織内部に対して、市公共事業における景観に対する意識の啓発を図るとともに、景観に関連するガイドライン等の周知を行います（例：国土交通省で策定した「道路デザイン指針（案)」、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」や長野県で策定した「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」等)。

３　その他

自治体におけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)推進の状況を踏まえて、景観施策においても、次の事項に取り組みます。

○届出や申請手続きのオンライン化の検討

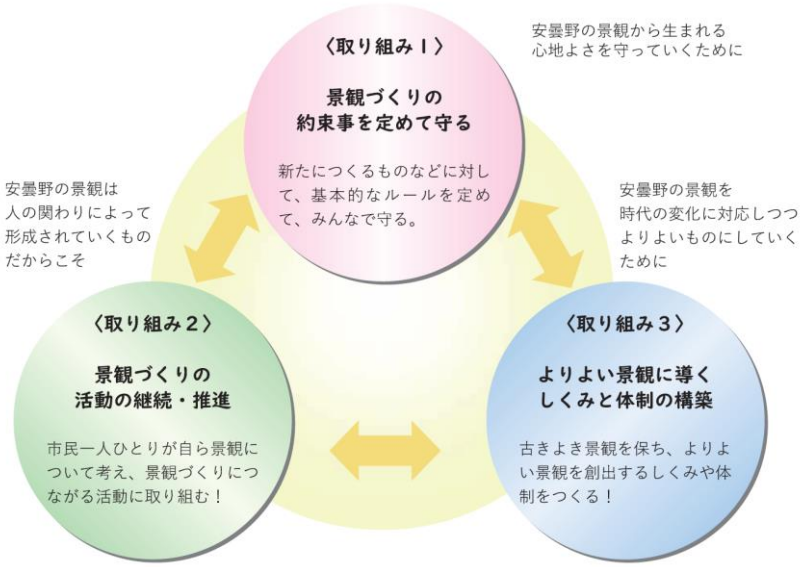

図　景観づくりの推進方策